

**国関係法人等への支出の総点検について****【趣 旨】**

国関係法人等への支出について、

- ①府として必要な行政目的を達成するために真に必要な支出か
- ②その行政目的を達成するための手段として当該団体への支出が最も妥当か
- ③府が負担する額として妥当か

といった観点から見直しを検討するため、府の負担金等がどのような用途に使用されているかなど、支出先の団体の執行内容にまで踏み込んだ調査を実施する。

**【調査の考え方】****1 調査票の作成対象**

21年度当初予算において負担金、補助金、交付金、委託料及び出資（出捐）金（以下「負担金等」という。（※））を計上した団体及び21年度は計上を見送ったが22年度当初予算において負担金等を計上する予定の団体で、以下のいずれかに該当するもの（法人格の有無は問わない）

- ①国の職員（現職、OB）が役職員として在職している団体
- ②国が負担金等（府が支出する「負担金等」の定義と同じ）を支出している団体

（※）以下のものは対象外とする

- (a) 競争入札又は公募により委託先を決定した委託料
- (b) 設立にあたって又は設立以降に国からの出資を受けていない民間企業（株式会社）に対するもの
- (c) 府指定出資法人に対するもの

なお、以下のいずれかに該当する場合は、調査票のうち団体記入欄の記入及び別紙の作成を省略する。

- ①事業実施が法令で定められており、かつ、委託先が当該団体に限定されているもの
- ②過年度に実施した事業費用を法令の規定に基づいて当該団体に償還するもの
- ③21年度には支出をした（する）が、22年度には支出しない団体

## 2 調査により確認すべき事項

### (1) 支出の必要性

○府の支出が有用というだけでなく、不可欠な理由

- ・法令（条例含む）による義務
- ・任意の場合は、取りやめによる府政や府民への具体的な支障

（例）具体的な支障とは

○ 府民が〇〇の給付を受けられない

× 様々な情報提供が受けられないことにより、結果的に府政に支障が生じる  
おそれがある

- ・費用対効果（効果が上回ること、成果物が府政にどう活用されているか など）

### (2) 手段の妥当性

○非代替性（この団体に支出しないと目的が実現しないか）

○優位性（他の手段と比べて、優れていること）

### (3) 支出額の妥当性

○府支出金の積算根拠

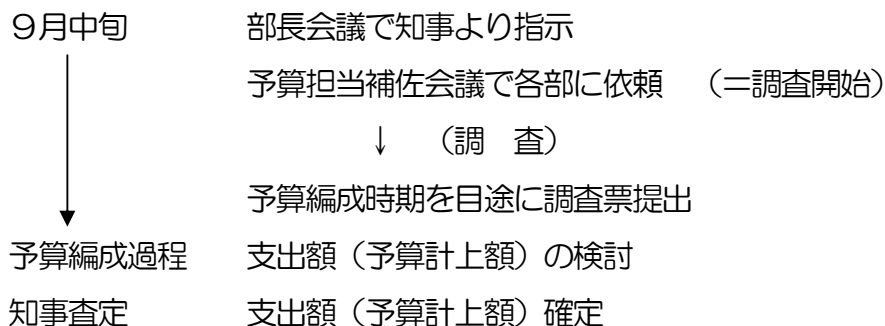
○府支出金の使途（内訳）（※）

○支出先団体の資産保有状況（※）

### (4) 改善可能性

○（※）の事項について課題がある場合には、具体的な改善予定の有無（時期・内容）

### 【スケジュール】



国関係法人に対する負担金等に関する調査票

部局名	事業名						
支出先団体名				<input type="checkbox"/> 社団法人・財団法人	<input type="checkbox"/> 独立行政法人	<input type="checkbox"/> 特殊法人	<input type="checkbox"/> 株式会社
				<input type="checkbox"/> 任意団体等(法人格なし)	<input type="checkbox"/> その他( )		
負担金等(21年度) (千円)	(うち一般財源 )			負担金等の根拠 (法令、団体規程等)			
種別	<input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 交付金	過去の削減状況			
	<input type="checkbox"/> 委託料	<input type="checkbox"/> 出資(出捐)金					
負担金等の目的							
議論対象外に 該当する理由	<input type="checkbox"/> ① 事業実施が法令で定められており、かつ、委託先が当該団体に限定されているもの						
	<input type="checkbox"/> ② 過年度に実施した事業費用を法令の規定に基づいて当該団体に償還するもの						
	<input type="checkbox"/> ③ 21年度は支出をした(する)が、22年度は支出しない ( <input type="checkbox"/> 部として見直しを判断したもの <input type="checkbox"/> 必然的に支出がなくなったもの )						

▶ 上記①～③に該当する場合は、以下の団体記入欄の記入は不要(ただし、①、②に該当する場合は、その内容がわかる資料を添付)

【団体記入欄】

同様の負担金等を支出 している地方公共団体	都道府県	<input type="checkbox"/> 全都道府県	<input type="checkbox"/> 一部の都道府県 ( 都道府県 )	<input type="checkbox"/> 他の都道府県の支出なし			
	市町村	<input type="checkbox"/> 全市町村	<input type="checkbox"/> 一部の市町村	<input type="checkbox"/> 市町村の支出なし			
役職員数 (直近)	役員数	人 (うち国派遣 人、うち国OB 人) 注)有給・有報酬の役員のみ		役員(国派遣、国OB)の平均年収	万円	左の役職名	
	職員数	人 (うち国派遣 人、うち国OB 人)		職員(国派遣、国OB)の平均年収	万円	左の役職名	
国からの収入の有無	<input type="checkbox"/> 収入なし <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 交付金 <input type="checkbox"/> 委託料 <input type="checkbox"/> 出資(出捐)金						
事務所(本部)の面積及び賃料 (会議室等のスペース含む)	m <sup>2</sup>	万円(年間)					
府負担金等を含む地方公共団体の 負担金等の額 (A)	(千円)						
地方公共団体の負担金等の充当内訳	計 (=A)	事業費	うち人件費 (退職給付除く)	うち退職給付	管理費	うち人件費 (退職給付除く)	うち退職給付
	0						
		次期繰越金	その他	その他の内容:			
備考							

支出先団体名 \_\_\_\_\_

**【支出の必要性】**

**1 法令（条例含む）による支払義務**

- 支払義務あり【根拠法令・条項： \_\_\_\_\_】
- 法令等による義務なし → 以下、2、3に記入

**2 支出を取りやめた場合に生じる府政や府民への具体的な支障**

- 支障なし
- 支障あり → 以下に支障の内容及び程度を具体的に記入
- 注)・具体的な支障のみを記入
- 府民が給付を受けられない
  - × 情報提供が受けられないことにより、府の○○行政に支障が生じる
- ・ 支出しないこととそれにより生じる支障の因果関係を明確に

支出先団体名 \_\_\_\_\_

**【手段の妥当性】**

**1 非代替性**

- 事業目的の達成のためには他の代替手段がない →以下にその理由等を記入
- 事業目的は他の手段でも達成可能 →以下に他の手段の内容を記入のうえ、2に記入

**2 他の手段との比較**

- 他の手段の方が有効であると考えられる
  - 以下にその理由及び他の手段を実施するのに必要な条件（予算措置など）を記入
- 当該団体への負担金等の支出が最も有効（効果的、効率的）である
  - 以下にその理由を記入

## 支出先団体名

## 【支出額の妥当性】

## 1 府負担金等の使途

- 府負担金等が府としての必要性から明確に説明できない経費（※）に充当されていない  
※妥当性を欠く役職員給与（報酬）や退職金、府の必要性に合致しない積立金、寄附金など  
→明確に示すことができる資料を添付
- 府負担金等が府としての必要性から明確に説明できない経費に充当されている  
→その内訳等がわかる資料を添付

## 2 基金等の資産について

（1）基金、積立金、定期預金、株式及び不動産（※）（以下「基金等」という。）の保有状況等

（※）不動産については、時価 1 億円以上、かつ、団体の事務所及び本来事業に使用されていないものに限る。

- 基金等の資産を保有していない
- 基金等の資産を保有しているが、府負担金等が基金等の原資になっていない  
→明確に示すことができる資料を添付するとともに、（2）に記入
- 府負担金等が基金等の原資に充当されている  
→その内容がわかる資料を添付するとともに、（2）に記入

（2）さらなる府の支出の必要性

→以下に、基金等を保有しているにもかかわらず、さらに府が負担金等を支出しなければならない理由を記入

## 3 改善の見込み

→上記 1、2 において、現時点では課題があるが、今後、改善が見込まれる場合には、以下にその内容、スケジュール等を記入



## 国関係法人に対する負担金等に関する調査票 記入要領

### ■全般

○対象は、府が21年度当初予算において負担金、補助金、交付金、委託料及び出資（出捐）金（以下「負担金等」という。（※））を計上した団体及び21年度当初予算では計上を見送ったが22年度当初予算において負担金等を計上する予定の団体で、以下のいずれかに該当するもの。（法人格の有無は問わない）

①国の職員（現職、OB）が役職員として在職している団体

②国が負担金等を支出している団体

（※）以下のものは対象外とする

（a）競争入札又は公募により委託先を決定した委託料

（b）設立にあたって又は設立以降に国の出資を受けていない民間企業（株式会社）に対するもの

（c）府指定出資法人に対するもの

○調査票は、原則、負担金等（事業）ごとに作成することとするが、同一の目的で複数の負担金等を支出している場合には、まとめて作成することも可。

### ■負担金等

○21年度の実績又は予算計上額を記入すること。

### ■負担金等の根拠

○法令や条例に根拠がある場合には、その法令・条例名及びその条項を記入すること。

○団体の定款や団体規程等で定められている場合には、その旨記入すること。

### ■過去の削減状況

○全国知事会からの要請や21年度当初予算における人件費相当額30%の見直し等により過去に見直しを行った場合は、その内容を記入すること。

### ■議論の余地がないとする理由

○調査票の①～③に該当する場合（議論の余地がないと考えられる場合）は、該当欄にチェック（□→■）し、団体記入欄及び別紙1～3の記入を不要とする。

○ただし、①、②に該当する場合は、その内容がわかる資料を添付すること。



■団体記入欄

記入要領（各団体用）のとおり

■別紙「支出の必要性」「手段の妥当性」「支出額の妥当性」

○該当部分にチェック（□→■）のうえ、担当部局において必要な内容を記入し、必要な資料を添付すること。

◆添付資料

- (1) 負担金等の積算根拠資料（事業費の充当内容がわかるもの）
- (2) 負担金等の根拠となる書類（定款、規程など）
- (3) 平成20年度収支計算書（損益計算書）
- (4) // 貸借対照表
- (5) 役員名簿
- (6) その他調査票（別紙含む）の各項目の説明に必要な資料

## 国関係法人に対する負担金等に関する調査票 記入要領（各団体用）

### ■同様の負担金等を支出している地方公共団体

- 府からの負担金等と同趣旨の負担金等を他の都道府県、市町村からも受けているかどうかについて、該当する欄にチェックしてください。

### ■役職員数、平均年収

- 「役職員数」は直近の人数を記入してください。
- 「職員数」「役員数」欄には、すべての職員数、役員数を記入のうえ、（ ）内にそのうち国からの派遣職員数及び国OB職員数を記入してください。  
ただし、役員については、有給・有報酬の役員のみとします。
- 「職員（国派遣、国OB）の平均年収」欄には、国からの派遣職員及び国OB職員のおおむねの平均年収を記入してください。  
役員も同様（ただし、対象は有給・有報酬の役員のみ）。

### ■事務所（本部）の面積及び賃料

- 団体が本部（主たる事務所）として使用している事務所の面積（会議室等のスペースを含む）と、当該事務所にかかる賃借料を支出している場合は、年間の賃借料の額を記入してください。

### ■地方公共団体の負担金等の額及びその充当内容

- 「地方公共団体の負担金等の額」欄には、20年度における都道府県及び市町村による負担金等の額の合計を記入してください。
- 「充当内訳」欄には、上記の負担金等の用途ごとの充当額を記入してください。

【例】	収入	負担金等	A	支出	事業費	D
		その他収入	B		管理費	E
		〃	C		その他	F

- ・上記の例で、負担金等（A）が、D事業のみに充当されているという明確な関係（府予算における特定財源のような関係）がある場合は、「充当内訳」は、「事業費」欄にAの全額を記入することになります。
- ・一方、明確な関係がない場合は、「充当内訳」は、按分により、  
「事業費」 =  $A \times D / (D + E + F)$   
「管理費」 =  $A \times E / (D + E + F)$   
などとなります。

## 資料 2

各団体代表者 へ

平素は、本府行政の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本府では、昨年2月に“財政非常事態”を宣言し、「収入の範囲内で予算を組む」とともに、将来的にも「財政健全化団体」にならないことを目標として、6月に「財政再建プログラム（案）」を策定しました。

この中で、府の全ての事務事業、出資法人及び公の施設について見直しを行うとともに、人件費についても全職員を対象に 3.5～30%の給与カットを行うこととしております。

このような状況を踏まえ、平成 21 年度当初予算においては、国が所管する法人に対する会費的な支出を原則取りやめるなどの取組みを実施しましたが、平成 22 年度予算に向けては、ゼロベースによる積み上げを行う観点から、さらに、国が関与する団体に対する負担金、補助金、委託料等について、必要性、妥当性等の観点から徹底した精査を行うこととしております。

つきましては、本府の取組みの趣旨をご理解いただき、別添調査票の記入および本府担当部局からの情報提供の依頼等につきまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成 21 年 月 日

大阪府知事 橋 下 徹

平成 21 年 6 月

## 国関係法人等への支出の総点検について (案)

### 【これまでの対応】

平成 21 年度当初予算において、国所管法人（独法、公益法人）への支出のうち、国職員が在職し、かつ、人件費に充当されているものについて、以下の見直しを実施。

- 会費の負担金については計上見送り（55 事業）
- その他は人件費相当額の 30% を削減等（13 事業）

### 【課題や問題点】

- ① 予算編成の最終段階で、人件費充当の有無といった外形的要素で予算計上額を削減したため、充当先の法人の執行内容にまで踏み込んだチェックが不十分。
- ② 他の事業と同様に、事業の必要性等は予算編成過程で一定チェックしたが、府として必要な行政目的を達成する手段として、その法人に負担金等を支出することが最も妥当な方法であるか、法人の支出が必要不可欠か、といった妥当性の観点によるチェックが不十分。

### 【今後の対応 (案)】

- (対応方針)
- 国所管法人だけでなく、国が設立や運営に関与する団体も対象に加えて調査を実施。
  - 負担金等を一定程度削減するのではなく、以下の基準に当てはまるもののみを予算計上。(ゼロベースによる積み上げ)
  - 基準に当てはまるか否かは、府の事業を予算査定する場合と同様に厳格に判断。
  - したがって、法人における用途等、判断に必要な情報を明確に示さない団体については、予算計上しない（できない）。

- (基準)
- ①府民や府への明確な必要性（費用対効果）
    - 府や府民にとって負担金等に見合う効果が明確に説明できるか
    - 自治体相互間、国と自治体の間で協力し広域的に実施するもので、府としても協力する必要性が特に高いと認められるものであるか
  - ②手段の妥当性
    - 当該法人への支出は、他の手段と比較して妥当といえるか
  - ③支出額の妥当性
    - 団体の活動状況等から妥当な支出額（事業費）といえるか

- (スケジュール)
- 方針決定<戦略本部会議>  
↓ (対応方針は府政の基本方針<予算編成方針>に反映)  
調査開始  
↓ (内容チェック、所管法人への調査、資料取り寄せなど)  
↓ ※改革評価委員（特別参与）による調査分析も並行実施  
予算査定で確定